

# 静岡県地区事業所特定退職金共済制度規約

## 第1章 総 則

### (目 的)

**第1条** この規約は、静岡県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が、中小企業者等の相互扶助の精神に基づき、主として中小企業の従業員について実施する退職金共済の内容及びその業務の方法について定めることを目的とする。

### (定 義)

**第2条** この規約で「退職」とは、従業員について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

2 この規約で「退職金共済契約」（以下「共済契約」という。）とは、事業主が中央会に掛金を納入することを約し、中央会がその事業主の雇用する従業員の退職について、この規約の定めるところにより退職給付金等を支給することを約する契約をいう。

3 この規約で「共済契約者」とは、共済契約の当事者である事業主をいう。

4 この規約で「被共済者」とは、共済契約により、中央会がその者の退職について退職給付金等を支給すべき者をいう。

5 この規約で「基本掛金」とは、共済契約に基づき加入した被共済者である期間において払い込む掛金をいう。

6 この規約で「過去勤務期間」とは、被共済者となった日の前日まで加入事業主のもとで引き続き勤務した期間（過去勤務期間が10年を超える場合には、10年とする。ただし本条第10項の過去勤務一括掛金に係るものを除く。）をいう。

7 この規約で「過去勤務通算期間」とは、過去勤務期間のうち退職給付金等の額の計算に含める期間をいう。

8 この規約で「過去勤務通算月額」とは、過去勤務通算期間に係る掛金月額をいう。

9 この規約で「過去勤務掛金」とは、被共済者に係る通算月額、過去勤務通算期間及び運用収益（過去勤務通算月額の合計額、過去勤務通算期間及び既に払い込まれた掛金の運用利益の状況を基礎として適正に見積もられた金額）をもとに計算される額をいう（次項の過去勤務一括掛金を含む。）。

10 この規約で「過去勤務一括掛金」とは、中小企業退職金共済法第17条第1項の規定により勤労者退職金共済機構から引き渡される額、及び所得税法施行令第73条第1項第7号ハ（3）に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体（所得税法施行令第73条第1項の規定に基づき税務署長の承認を受けた団体をいう。以下同じ。）より引き渡される資産総額に相当する額をいう。

11 この規約で「引継退職給付金」とは、所得税法施行令第73条第1項第8号ホの規定により被共済者が他の共済契約者に係る被共済者となったときに引き継がれる退職給付金に相当する額をいう。

12 この規約で「引受退職給付金」とは、中小企業退職金共済法第31条第1項に規定する契約に基づき勤労者退職金共済機構から引き渡される退職金に相当する額、及び所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体から引き渡される退職給付金に相当する額をいう。

- 13 この規約で「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。

## 第2章 契約の成立等

### （契約の締結）

- 第3条** 中央会の地区内に事業所を有する事業主（この規約において「事業主」という。）でなければ共済契約を締結することができない。ただし中央会が特別の事情があると認める者についてはこの限りではない。
- 2 事業主は、次の各号に掲げる者を除き、すべての従業員について共済契約を締結しなければならない。
- (1) 現にこの共済契約の被共済者である者
  - (2) 他の特定退職金共済団体の被共済者である者
  - (3) 年齢満15歳未満の者及び満80歳以上の者
  - (4) 加入事業主である個人。若しくはこれと生計を一にする親族である者
  - (5) 加入事業主である法人の役員である者。ただし、使用人としての職務を有する役員を除く
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、加入させなくてもよい。
- (1) 期間を定めて雇われている者
  - (2) 季節的な仕事のために雇われている者
  - (3) 試用期間中の者
  - (4) 非常勤の者
  - (5) 短時間労働者
  - (6) 休職中の者
- 4 契約の締結にあたっては、基本掛金、過去勤務掛金の額または退職給付金等の額について事業主は被共済者のうち、特定の者について不当に差別的な取り扱いをしてはならない。

### （掛 金）

- 第4条** 共済契約は、被共済者ごとに基本掛金月額、過去勤務通算月額を定めて締結するものとする。
- 2 基本掛金及び過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く。）は、共済契約者が全額を負担しなければならない。
- 3 基本掛金月額は、被共済者1人につき1口1,000円とし、30口まで加入できるものとする。
- 4 過去勤務通算月額は、被共済者の通算期間、通算口数により、別表（1）をもとにして計算するものとする。また、計算された掛金月額に相当する口数は共済契約申込時の口数の範囲内で22口を限度とする。ただし、過去勤務一括掛金を除く。
- 5 掛金として払い込まれた金額及び引受退職給付金の額（その運用による利益を含む。）は共済契約者に返還しない。

#### (契約の申込)

**第5条** 共済契約の申し込み並びに第25条及び第26条に規定する加入口数変更の申込みは、被共済者となるべき者の意に反して行ってはならず、かつ、被共済者の氏名及び掛金月額を明らかにし、毎月15日（本会休業日（土・日曜日・祝日）の場合は直前の業務日）までに中央会に、加入及び増口の場合は加入（増口）申込書兼告知書を、減口の場合は減口申込書兼告知書をもって申し込まなければならない。

#### (契約の成立)

**第6条** この共済契約は、中央会がその申込を承諾した時は、申込をした月の翌月1日において成立するものとし、かつ、その日から効力を生ずる。

- 2 共済契約の申込の承諾の通知は、中央会の交付する「加入者証」の共済契約者への送付をもってこれに代えるものとする。
- 3 共済契約が成立したときは、共済契約者は遅滞なくその旨を被共済者に通知するとともに、「加入者証」を交付しなければならない。

#### (掛金の納付)

**第7条** 共済契約者は、翌月分の掛金を当月の26日（26日が金融機関休業日の場合は翌営業日）に預金口座振替等の方法により、中央会に納付しなければならない。

#### (共済契約者の変更)

**第8条** 共済契約者である事業主に変更があったときは、新たに事業主となった者が、遅滞なく、共済契約者の変更申出をしなければならない。

#### (被共済者の異動)

**第9条** 被共済者は、中央会が認めた場合に限り、他の共済契約者へ異動することができる。その場合、共済契約者と他の共済契約者は、被共済者が異動する旨を記した移動通知書を遅滞なく、中央会へ提出しなければならない。

### 第3章 退職給付金等の支給

#### (退職一時金・遺族一時金の支給)

**第10条** 中央会は、被共済者が退職したときは、その者に退職一時金を支給する。ただし、次の各号に該当するときは、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 被共済者の申出により第27条を適用する場合は、中央会は当該引継退職給付金を支給しない
  - (2) 被共済者の申出により第28条を適用する場合は、中央会は当該退職給付金に相当する額を当該他の特定退職金共済団体へ一括して、遅滞なく引き渡す
  - (3) 被共済者の申出により第29条を適用する場合は、中央会は当該退職給付金に相当する額を独立行政法人勤労者退職金共済機構へ一括して、遅滞なく引き渡す
- 2 前項の退職が死亡によるものであるときは、第12条に定める遺族に対し遺族一時金を支給する。
- 3 退職一時金・遺族一時金の額は、基本掛金の納入があった年月数に応じ別表（2）に

定める金額とする。また、過去勤務一括掛金の払込を行った被共済者に係る当該掛金に対応する退職一時金・遺族一時金の額は、別表（２）に準じて計算した額とする。

- 4 引継退職給付金又は引受退職給付金がある場合は、前項の規定にかかわらず、前項に定める金額に次の各号に定める額を合算して得た額とする。
  - (1) 引継退職給付金について、基本掛金の払込があった日の属する月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する中央会が定める金額に基づき、引継退職給付金の額に応じて算出される額
  - (2) 引受退職給付金について、その入金日の属する月の翌月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する中央会が定める金額に基づき、引受退職給付金の額に応じて算出される額

### （年金の支給）

- 第 11 条** 中央会は、被共済者が 10 年以上にわたりこの共済に加入し退職したときは、その者に対して本人の申出により第 10 条に定める退職一時金に代え、10 年を支給期間とした中央会が定める年金を支給する。
- 2 前項による年金受給者が、当該年金受給中に死亡した場合には、その遺族に対して残余期間の年金に代え、未払年金原価を一時金で支給する。
  - 3 第 1 項による年金受給者が、年金の支払に代えて一時金の支給を申出た場合は、その者に対して残余期間の年金に代え、未払年金原価を一時金で支給する。
  - 4 年金月額が 10,000 円に満たない場合には、年金に代えて一時金で支給する。

### （遺族の範囲及び順位）

- 第 12 条** 第 10 条第 2 項及び前条第 2 項に定める遺族の範囲並びに給付の順位は労働基準法施行規則第 42 条ないし第 45 条の規定を準用する。
- 2 遺族一時金の支給を受けるべき同順位の者が 2 人以上ある場合には、中央会はその代表受取人に遺族一時金を支給する。

### （退職一時金・遺族一時金の減額）

- 第 13 条** 中央会は、被共済者がその責に帰すべき次の各号の一に該当する事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があった場合においては、退職一時金並びに遺族一時金（第 10 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に係る部分を除く。）の額を減額して支給する。
- (1) 窃盗、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損失を加え、その名誉若しくは信用を著しく毀損し、又は職場規律を著しく乱したこと
  - (2) 秘密の漏洩その他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと
  - (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により、職務規律を乱し、又は雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと
  - (4) その他特別の事情により第 33 条に定める退職金共済審査会が認める事由があったこと
- 2 前項の規定による退職一時金並びに遺族一時金の減額は、共済契約者の申し出た額によって行うものとする。ただし、中央会は、その減額が被共済者にとって過酷であると認めるときは、これを変更することができる。
  - 3 第 1 項の退職一時金並びに遺族一時金減額の事由及び前項の減額については、審査会の議を経なければならない。

#### (退職一時金・遺族一時金減額の申出)

**第14条** 共済契約者は、前条第1項の申出をするときは、次に掲げる事項を記載した退職一時金・遺族一時金減額申請書を中央会へ提出しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名又は名称及び住所
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 減額の理由となる退職事由
- (4) 減額すべき額

2 中央会は、前条第1項に定める退職一時金の減額を行ったときは、その内容を共済契約者に通知する。

#### (支給手続)

**第15条** 共済契約者は、被共済者が退職したときは、次の書類を中央会に提出して、その旨遅滞なく届け出ることを要し、被共済者が第27条、第28条第3項及び第29条第2項の適用を受けることとなる場合を除き、同時に被共済者は共済契約者を通じて給付金を請求するものとする。

- (1) 給付金請求書
- (2) 加入者証
- (3) その他中央会が必要とする書類

2 前項の退職が死亡によるものであるときは、第12条に定める遺族は共済契約者を通じて遺族一時金を請求するものとする。

3 退職一時金・遺族一時金は、受給手続終了後遅滞なく支給する。

4 年金は、受給資格取得後の支払期日から支給する。

### 第4章 過去勤務期間の通算

#### (過去勤務期間の通算の申込等)

**第16条** 共済契約者は、過去勤務期間のある従業員について、その期間を退職給付金等の計算の基礎に含めることとするときは、当該従業員に係る過去勤務通算期間及び過去勤務通算月額を定め、中央会に申し込まなければならない。

2 前項の申込みをする共済契約者は、従業員が被共済者として適格である者の全てについて行わなければならない。

3 過去勤務通算期間に年未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て、年単位とする。

4 第1項の申込みは、共済契約の締結時に限るものとする。

5 第1項の申込み及びその効力については、第5条及び第6条の定めを準用する。

6 過去勤務通算期間及び過去勤務通算月額は、中央会が申込みを受諾した後は変更することはできない。

#### (過去勤務掛金の払込及び払込期間)

**第17条** 過去勤務期間の通算の申込みを行った場合は、その申込みの効力が生ずることとなった日の翌日から同日以降5年を経過する日までの期間の月数（過去勤務通算期間が5年未満であるときは、当該過去勤務通算期間の月数）で均分した額を過去勤務

掛金（過去勤務一括掛金を除く。）として毎月払い込まなければならない。

- 2 前項にかかわらず、被共済者が当該5年を経過する日前に退職をすることとされているときは、その申込みの効力が生ずることとなった日の翌日から同日以後当該退職をすることとされている日までの期間の月数とする。
- 3 過去勤務掛金の払込期間の中途において被共済者が退職（死亡退職を含む。）したとき、又は共済契約が解除された場合は、その退職又は解除の日の属する月まで過去勤務掛金を払い込むものとする。

#### （過去勤務一括掛金の払込）

**第18条** 過去勤務一括掛金については、共済契約者が負担する過去勤務通算期間に対応する掛金として一括して引き渡しを受けるものとする。

- 2 前項の過去勤務一括掛金のうち、所得税法施行令第73条第1項第7号ハ（3）に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体より引き渡される資産総額に相当する額については、以下の条件を全て満たすものとする。

- （1）当該他の特定退職金共済団体の共済契約者であった者が、当該他の特定退職金共済団体との共済契約解除後、直ちにこの共済契約の共済契約者になっていること
- （2）この共済契約の共済契約者となった後、直ちに中央会を経由して当該他の特定退職金共済団体へ共済契約者に係る資産総額に相当する額を中央会に引き渡すことを申し出るとともに次に定める事項を記載した申出書を提出すること
  - ①申出をする共済契約者の氏名又は名称及び住所
  - ②当該他の特定退職金共済団体の名称及び所在地並びに申出をする共済契約者が、当該他の特定退職金共済団体との共済契約の解除をした年月日
  - ③中央会の名称及び所在地並びに申出をする共済契約者が、共済契約を中央会と締結した年月日
  - ④その他参考となるべき事項

#### （退職一時金・遺族一時金の支給の特例）

**第19条** 過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。）の払い込みが完了した被共済者の第10条第3項に定める額は、基本掛金の払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間に対応する別表（2）に定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。また、過去勤務一括掛金の引き渡しを受けた被共済者に係る第10条第3項に定める額は、同項に定める額に、基本掛金の払込期間に対応する中央会が定める金額に基づき過去勤務通算期間を基礎とした当該過去勤務一括掛金の額に応じて算出される額を加算した額とする。

- 2 過去勤務掛金を払い込み中の被共済者の第10条第3項に定める額は、次の各号に定める額を合算して得た額とする。
  - （1）基本掛金の払込期間に対応する別表（2）に定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額
  - （2）過去勤務掛金の払込期間に対応する別表（2）に定める金額に基づき、過去勤務通算月額に応じて算出される額

#### （年金の支給の特例）

**第20条** 過去勤務掛金の払い込みが完了した被共済者については、基本掛金の払込期間

に過去勤務通算期間を加算した期間が10年以上であれば、本人の申出により第10条に定める退職一時金に代え、10年を支給期間とした中央会が定める年金を支給する。

## 第5章 契約の解除

### (契約の解除)

**第21条** 中央会は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除するものとする。

- (1) 共済契約者が掛金の納入を怠ったとき（中央会が認める正当な理由がある場合を除く。）。
  - (2) 被共済者が他の特定退職金共済団体の被共済者となったとき。
  - (3) 被共済者が、第3条第2項第4号及び第5号の規定に該当する者となったとき。
  - (4) 被共済者が、偽りその他不正の行為によって退職金又は第22条に規定する解約手当金の支給を受け、又は受けようとしたとき。
  - (5) 被共済者が85歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。
  - (6) 共済契約者が、反社会的勢力に該当すると認められたとき、又は反社会的勢力に関与していることが認められるとき。
  - (7) 被共済者が、反社会的勢力に該当すると認められたとき、又は反社会的勢力に関与していることが認められるとき。
- 2 共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除することができる。
- (1) 被共済者の同意を得たとき。
  - (2) 掛金の納入を継続することが著しく困難であることを中央会が認めたとき。
  - (3) 中央会が他の特定退職金共済団体との間に所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約を締結している場合において、この共済契約の共済契約者であった者が、この共済契約解除後、直ちに当該他の特定退職金共済団体の共済契約者になるとき。
- 3 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。
- 4 第1項第1号の正当の理由及び第2項第2号の認定については、退職金共済審査会の議を経るものとする。

### (解約手当金の支給)

**第22条** 中央会は、共済契約が解除されたときは、被共済者に解約手当金を支給する。

- 2 解約手当金の額は、第10条第3項に規定する退職一時金の額と同額とする。
- 3 前条第1項第4号の規定により共済契約が解除されたときは、特別の事情がある場合を除き前項の規定にかかわらず解約手当金（第10条第4項第1号及び第2号に係る部分を除く。）は支給しない。

### (解約手当金の減額)

**第23条** 中央会は、前条第3項の規定による特別の事情がある場合は、解約手当金（第10条第4項第1号及び第2号に係る部分を除く。）の額を減額して支給する。

- 2 中央会は、前条3項の規定により解約手当金を支給する場合はその特別の事情及び減額すべき金額について退職金共済審査会の議を経なければならない。

### (契約解除の手続)

**第24条** 中央会は、共済契約を解除するときは、解除の理由を付してその旨を共済契約者に通知するものとする。

2 共済契約者は、第21条第1項及び第2項第1号に該当する事実が発生したときは、遅滞なく第15条第1項第1号、第2号及び第3号に定める書類を中央会に提出するものとする。

3 共済契約者は、第21条第2項第2号の定めにより共済契約を解除するときは、第15条第1項第1号、第2号並びに第3号に定める書類を中央会に提出するものとする。

4 共済契約者は、第21条第2項第3号に該当する場合は、その旨を中央会に申し出なければならない。

(1) 共済契約者は当該他の特定退職金共済団体の共済契約の共済契約者となった後、遅滞なく当該他の特定退職金共済団体を経由して共済契約者に係る資産総額に相当する額を当該他の特定退職金共済団体に引き渡すことを申し出るとともに、中央会へ次に定める事項を記載した申出書を提出するものとする。

①申出をする共済契約者の氏名又は名称及び住所

②中央会の名称及び所在地並びに申出をする共済契約者が中央会との共済契約の解除をした年月日

③当該他の特定退職金共済団体の名称及び所在地並びに申出をする共済契約者が共済契約を当該他の特定退職金共済団体と締結した年月日

④その他参考となるべき事項

## 第6章 加入口数の変更

### (加入口数の増加)

**第25条** 中央会は、共済契約者から加入口数の増加の申込みがあったときは、被共済者1人につき所得税法施行令第73条6項に規定される掛金の月額を限度に承諾するものとし、共済契約者は加入（増口）申込書兼告知書を提出するものとする。

### (加入口数の減少又は中断)

**第26条** 中央会は、共済契約者から加入口数の減少の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、被共済者1人につき1口（1,000円）までの範囲で、これを承諾するものとする。ただし、第1号又は第2号に該当する場合は被共済者の同意、第3号に該当する場合は当該共済契約者の共済契約に係る被共済者全員の同意を得るものとする。

(1) 当該被共済者の退職一時金の額が、被共済者在職中に、共済契約者が定める退職金規程に基づく退職金額を超えたとき又は超えることが明らかなきとき。

(2) 当該被共済者が短時間勤務労働者であるとき。

(3) 共済契約者が現在の掛金を継続することが著しく困難であると中央会が認めるとき。

2 中央会は、被共済者が長期欠勤者又は休職者となったことに伴い、共済契約者から加入口数の中断（掛金の一時停止）の申込みがあったときは、当該被共済者の同意を得たときに限り承諾するものとする。

3 前項の規定により加入口数を減少又は中断（掛金の一時停止）するときは、次の書類



を中央会に提出しなければならない。

- (1) 減口申込書兼告知書又は中断申込書兼告知書
  - (2) 加入者証及びその他中央会が必要とする書類
- 4 口数を減少又は中断の事由が解消した場合、遅滞なく、原則として減少又は中断する前の口数で再開しなければならない。

## 第7章 退職金共済制度内における通算

### (退職金共済制度内における通算)

**第27条** 中央会は、退職した被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号ホに規定する以下の条件を全て満たす場合に、当該被共済者に係る退職一時金に相当する額を引継退職給付金として引き継ぐ。

- (1) 退職一時金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) この共済契約の被共済者であること。
- (3) 共済契約者を經由して退職の日の翌日から起算して3年以内に、中央会へ次に定める事項を記載した通算の申出書及び加入者証の写しを提出すること。
  - ①当該申出をする被共済者の氏名及び住所
  - ②当該申出をする被共済者を雇用する所得税法施行令第73条第1項第8号ホに規定する共済契約者の氏名又は名称及び住所
  - ③当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第73条第1項第8号ホの規定に従い同号ホに規定する引継退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る共済契約者（共済契約者であった者を含む。）の氏名又は名称及び住所
  - ④③における退職の年月日

## 第8章 他の退職金共済制度との通算

### (他の特定退職金共済制度との通算)

**第28条** 中央会は、特定退職金共済制度間の通算規定を有する他の特定退職金共済団体との間において、所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定する契約を締結している場合において、次に定めるところにより、退職一時金に相当する額を受け入れ、及び引き渡す。

- 2 受け入れは以下の条件を全て満たす場合に取り扱う。
  - (1) 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約に基づき退職一時金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
  - (2) この共済契約の被共済者であること。
  - (3) 中央会を經由して退職の翌日から起算して3年以内に、当該他の特定退職金共済団体へ次に定める事項を記載した通算の申出書及び当該他の特定退職金共済団体の被共済者証その他の当該申出をする被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号ハに

規定するその退職につき共済契約に基づき退職一時金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること。

- ①当該申出をする被共済者の氏名及び住所
- ②当該申出をする被共済者に係る中央会の所得税法施行令第73条第1項第1号に規定する共済契約者の氏名又は名称及び住所
- ③中央会の名称及び所在地
- ④当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第73条第1項第8号ハの規定に従い同号ハに規定する退職一時金の請求をしなかった場合における当該退職に係る当該他の特定退職金共済団体の共済契約者（共済契約者であった者を含む。）の氏名又は名称及び住所
- ⑤④における退職の年月日

3 引き渡しは以下の条件を全て満たす場合に取り扱う。

- (1) この共済契約に基づき退職一時金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約の被共済者であること。
- (3) 当該他の特定退職金共済団体を經由して退職の日の翌日から起算して3年以内に、中央会へ次に定める事項を記載した通算の申出書及び中央会の加入者証その他の当該申出をする被共済者が、所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定するその退職につき共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること。

- ①当該申出をする被共済者の氏名及び住所
- ②当該申出をする被共済者に係る当該他の特定退職金共済団体の所得税法施行令第73条第1項第1号に規定する共済契約者の氏名又は名称及び住所
- ③当該他の特定退職金共済団体の名称及び所在地
- ④当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第73条第1項第8号ハの規定に従い同号ハに規定する退職一時金の請求をしなかった場合における当該退職に係る中央会の共済契約者（共済契約者であった者を含む。）の氏名又は名称及び住所
- ⑤④における退職の年月日

#### (中小企業退職金共済制度との通算)

**第29条** 中央会は、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第31条第1項に規定する契約を締結している場合において、次に定める条件を全て満たす場合に、退職一時金に相当する額を受け入れる。

- (1) 中小企業退職金共済制度に係る共済契約に基づき退職一時金の支給を受けることができる者であり、かつその請求をしていないこと。
  - (2) この共済契約の被共済者であること。
  - (3) 中央会を經由して退職の日の翌日から起算して3年以内に、独立行政法人勤労者退職金共済機構へ通算の申出書及び中小企業退職金共済制度の共済手帳を提出すること。
- 2 中央会は、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第30条第1項に規定する契約を締結している場合において、次に定める条件を全て満たす場合に、退職一時金に相当する額を引き渡す。

- (1) この共済契約に基づき退職一時金の支給を受けることができる者であり、かつその請求をしていないこと。
- (2) 中小企業退職金共済制度に係る共済契約の被共済者であること。
- (3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構を經由して退職の日の翌日から起算して3年以内に、中央会へ通算の申出書及び中央会の加入者証その他の当該申出を行う被共済者が、中小企業退職金共済法第30条第1項に規定するその退職につき退職一時金の支給を受けることができる者であることを証する書類を提出すること。

## 第9章 管 理

### (退職金共済の事務)

**第30条** 退職金共済事業に関する事務は、中央会共済担当部において取り扱う。

- 2 退職金共済事務取扱責任者は、中央会専務理事又は常務理事をもって充てる。

### (会計処理)

**第31条** 中央会の退職金共済事業に関する経理は、区分会計として処理するものとする。

### (資産の運用)

**第32条** 中央会は、自己を契約者及び受取人、被共済者を被保険者として、アクサ生命保険株式会社との間に新企業年金保険契約を締結し、掛金として払い込まれた金額及び引受退職給付金の額から退職金共済事業を行う中央会の事務に要する経費として、通常必要な金額を控除した残額を新企業年金保険契約に基づく保険料として払い込み、その運用を委託する。

- 2 前項の保険契約の積立金は、これを担保に供し又は貸し付けることができない。

### (退職金共済審査会)

**第33条** 中央会に、退職金共済審査会（以下、「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、この規約において審査会の権限として定めている事項について審査する。
- 3 審査会は、中央会常勤理事、事務局長及び共済担当部長によって行う。

## 第10章 雑 則

### (加入期間の計算)

**第34条** 退職給付金等の計算基準となる加入期間は、掛金の払込開始月から起算し、掛金の最終払込月までとする。ただし、第26条第2項により中断した期間については当該加入期間から控除する。

### (退職給付金等の端数処理)

**第35条** 退職給付金等の計算において、円未満の端数が生じたときは、円未満を四捨五入する。

**(報 告 等)**

**第 36 条** 中央会は、この規約による業務の執行に必要な限度において、共済契約者に対して報告を求めることができる。

2 共済契約者は、その氏名、名称若しくは住所、又は被共済者の氏名、性別に変更があったときは、その旨を中央会に届け出なければならない。

**(譲渡等の禁止)**

**第 37 条** 退職一時金・遺族一時金・年金・解約手当金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

**(給付金の返還)**

**第 38 条** 偽りその他不正の行為により退職一時金・遺族一時金・年金・解約手当金の支給を受けた者がある場合は、中央会は、その者から当該金額を返還させるものとする。この場合において、その支給が当該共済契約者の虚偽の証明又は届出によるものであるときは、中央会はその者並びに支給を受けた者に対し、連帯して当該金額を返還させる。

**(規約の変更又は廃止)**

**第 39 条** この規約の変更又は廃止については、中央会の理事会の議を経なければならない。

2 現在の金利水準が将来変更を生じ、この退職金共済事業に影響を与える場合には、中央会の理事会の議を経て別表（1）及び別表（2）の金額を改定するものとする。

## 附 則

### (実施時期)

第1条 この規約は、昭和46年 5月 1日から実施する。

### (別表(1)及び別表(2)の金額改定の実施時期)

第2条 平成 6年 7月 1日  
平成 8年 4月 1日  
平成11年 4月 1日  
平成15年 4月 1日

### (中小企業退職金共済制度との通算の実施時期)

第3条 平成13年 7月 1日

### (中小企業退職金共済制度との通算の経過措置)

第4条 第29条第1項の規定は、平成28年4月1日に遡ってこれを適用する。

### (改定の実施時期)

第5条 この規約は、平成30年11月12日から一部改定実施する。  
昭和46年11月25日一部改定  
昭和51年 1月 1日一部改定  
昭和56年 1月 1日一部改定  
昭和56年 4月18日一部改定  
昭和57年 4月 1日一部改定  
昭和61年 6月12日一部改定  
昭和62年 4月 1日一部改定  
昭和62年 9月 1日一部改定  
昭和63年 6月 1日一部改定  
平成 3年 6月17日一部改定  
平成 6年 7月 1日一部改定  
平成 7年12月 1日一部改定  
平成 8年 4月 1日一部改定  
平成11年 4月 1日一部改定  
平成13年 7月 1日一部改定  
平成15年 4月 1日一部改定  
平成24年11月20日一部改定  
平成27年 4月21日一部改定  
平成30年11月12日一部改定

別表（1）

**過去勤務通算掛金表**

（1口について、月額）

過去勤務 通算期間	掛金 払込期間	掛金
1年	1年	1,030円
2年	2年	1,070
3年	3年	1,100
4年	4年	1,130
5年	5年	1,160
6年	5年	1,420
7年	5年	1,680
8年	5年	1,950
9年	5年	2,220
10年	5年	2,510

## 別表（2）

## 加入年と加入経過年による退職一時金・遺族一時金額表

1口の場合（毎年4月1日効力発生を基準とする。）

加入年 経過年	昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年
1	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
2	24,380	24,380	24,380	24,380	24,380	24,380	24,380	24,380
3	36,750	36,750	36,750	36,750	36,750	36,750	36,750	36,750
4	49,130	49,130	49,130	49,130	49,130	49,130	49,130	49,130
5	61,510	61,510	61,510	61,510	61,510	61,510	61,510	61,510
6	76,290	76,290	76,290	76,290	76,290	76,290	76,290	76,290
7	92,210	92,210	92,210	92,210	92,210	92,210	92,210	92,210
8	109,320	109,320	109,320	109,320	109,320	109,320	109,320	109,320
9	127,730	127,730	127,730	127,730	127,730	127,730	127,730	127,730
10	147,540	147,540	147,540	147,540	147,540	147,540	147,540	147,540
11	168,990	168,990	168,990	168,990	168,990	168,990	168,990	168,990
12	191,930	191,930	191,930	191,930	191,930	191,930	191,930	191,930
13	216,610	216,610	216,610	216,610	216,610	216,610	216,610	216,610
14	243,170	243,170	243,170	243,170	243,170	243,170	243,170	243,170
15	271,750	271,750	271,750	271,750	271,750	271,750	271,750	271,750
16	302,500	302,500	302,500	302,500	302,500	302,500	302,500	296,935
17	335,590	335,590	335,590	335,590	335,590	335,590	329,321	322,775
18	371,180	371,180	371,180	371,180	371,180	364,167	356,618	344,458
19	409,490	409,490	409,490	409,490	401,669	393,032	379,317	366,432
20	450,710	450,710	450,710	442,025	432,221	416,823	402,336	388,816
21	495,060	495,060	485,440	474,392	457,188	440,968	425,796	403,584
22	542,770	532,153	519,761	500,624	482,543	465,586	440,934	418,561
23	582,412	568,575	547,354	527,282	508,408	481,122	456,284	433,737
24	621,094	597,632	575,414	554,488	524,372	496,874	471,838	449,792
25	651,727	627,201	604,063	570,913	540,557	512,833	488,273	466,076
26	682,919	657,402	620,984	587,563	556,953	529,679	504,942	482,398
27	714,789	674,856	638,135	604,429	574,239	546,761	521,652	500,850
28	732,817	692,546	655,506	622,190	591,767	563,890	540,496	517,010
29	751,086	710,461	673,778	640,197	609,345	583,155	557,052	533,209
30	769,587	729,283	692,300	658,259	629,064	600,137	573,651	549,486
31	788,999	748,360	710,883	678,467	646,504	617,165	590,334	565,763
32	808,673	767,502	731,616	696,400	663,995	634,286	607,018	582,118
33	828,419	788,801	750,079	714,388	681,587	651,408	623,787	598,473
34	850,325	807,835	768,603	732,487	699,180	668,622	640,556	614,905
35	869,974	826,935	787,248	750,587	716,874	685,837	657,410	631,426
36	889,693	846,166	805,893	768,797	734,568	703,145	674,357	648,667
37	909,556	868,398	824,658	787,007	752,364	720,549	692,026	666,095
38	929,419	884,761	843,424	805,329	770,261	738,680	709,890	683,613
39	949,424	904,123	862,310	823,755	788,888	757,013	727,845	701,299
40	969,430	923,618	881,307	842,917	807,728	775,437	745,974	719,084
41	989,578	943,228	901,044	862,300	826,657	794,044	764,204	737,048
42	1,009,849	963,584	921,012	881,773	845,778	812,751	782,618	755,189
43	1,030,870	984,181	941,070	901,447	864,999	831,652	801,218	773,441
44	1,052,145	1,004,869	961,339	921,221	884,421	850,745	819,928	791,850
45	1,073,509	1,025,777	981,707	941,206	904,045	869,948	838,803	810,418
46	1,095,107	1,046,786	1,002,297	961,401	923,780	889,325	857,841	829,114
47	1,116,804	1,068,026	1,023,107	981,707	943,696	908,867	877,011	847,989
48	1,138,744	1,089,498	1,044,028	1,002,203	963,782	928,547	896,366	866,984
49	1,160,928	1,111,080	1,065,149	1,022,875	984,010	948,420	915,842	886,195
50	1,183,221	1,132,873	1,086,450	1,043,693	1,004,439	968,412	935,545	905,496

\* 上記表中の給付金額は、将来の予定利率に基づく金額であり、変動することがあります。

加入年 経過年	昭和55年	昭和56年	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年
1	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
2	24,380	24,380	24,380	24,380	24,380	24,380	24,380	24,380
3	36,750	36,750	36,750	36,750	36,750	36,750	36,750	36,750
4	49,130	49,130	49,130	49,130	49,130	49,130	49,130	49,130
5	61,510	61,510	61,510	61,510	61,510	61,510	61,510	61,510
6	76,290	76,290	76,290	76,290	76,290	76,290	76,290	76,290
7	92,210	92,210	92,210	92,210	92,210	92,210	92,210	92,210
8	109,320	109,320	109,320	109,320	109,320	109,320	109,320	107,809
9	127,730	127,730	127,730	127,730	127,730	127,730	125,837	125,142
10	147,540	147,540	147,540	147,540	147,540	145,239	143,981	140,896
11	168,990	168,990	168,990	168,990	166,234	164,256	160,300	156,763
12	191,930	191,930	191,930	188,696	186,195	181,184	176,749	172,863
13	216,610	216,610	212,854	209,668	203,781	198,259	193,448	185,472
14	243,170	238,851	234,912	227,958	221,534	215,603	206,262	198,268
15	266,833	262,079	253,959	246,437	239,575	228,639	219,266	211,241
16	291,320	281,941	273,218	265,224	252,851	241,867	232,449	225,071
17	312,060	302,040	292,808	278,756	266,320	255,276	246,492	239,109
18	333,061	322,494	306,616	292,485	279,974	269,546	260,744	253,164
19	354,445	336,599	320,623	306,400	294,492	284,029	275,015	269,326
20	368,869	350,906	334,820	321,182	309,223	298,533	291,396	283,176
21	383,499	365,406	349,886	336,180	323,979	315,148	305,465	297,043
22	398,325	380,777	365,171	351,205	340,848	329,455	319,555	310,944
23	414,025	396,371	380,486	368,347	355,412	343,783	333,683	324,846
24	429,952	411,997	397,919	383,185	369,999	358,155	347,811	338,782
25	445,913	429,746	413,053	398,049	384,635	372,527	361,977	352,718
26	464,000	445,197	428,215	412,966	399,270	386,941	376,144	366,689
27	479,793	460,679	443,436	427,884	413,953	401,356	390,349	380,727
28	495,621	476,227	458,657	442,854	428,636	415,814	404,624	395,462
29	511,520	491,774	473,936	457,825	443,368	430,344	419,598	410,342
30	527,419	507,386	489,216	472,848	458,173	445,575	434,720	425,311
31	543,389	522,998	504,554	487,949	473,682	460,959	449,933	440,406
32	559,358	538,675	519,971	503,755	489,349	476,433	465,275	455,600
33	575,399	554,433	536,097	519,725	505,106	492,040	480,716	470,929
34	591,525	570,904	552,393	535,784	521,001	507,747	496,296	486,393
35	608,367	587,550	568,778	551,987	536,995	523,598	512,015	501,966
36	625,389	604,285	585,311	568,290	553,138	539,591	527,843	517,654
37	642,502	621,175	601,945	584,746	539,429	555,695	543,791	533,480
38	659,775	638,165	618,737	601,354	585,830	571,921	559,878	549,412
39	677,148	655,319	635,688	618,073	602,358	588,289	576,074	565,479
40	694,693	672,638	652,749	634,925	619,031	604,769	592,409	581,667
41	712,408	690,067	669,948	651,923	635,818	621,392	608,863	598,006
42	730,233	707,641	687,297	669,038	652,752	638,135	625,476	614,435
43	748,209	725,366	704,765	686,306	669,806	655,042	642,179	631,018
44	766,340	743,214	722,391	703,694	687,033	672,040	659,041	647,729
45	784,597	761,227	740,138	721,261	704,349	689,200	676,032	664,558
46	803,025	779,359	758,072	738,919	721,833	706,493	693,142	681,530
47	821,573	797,688	776,097	756,749	739,452	723,906	710,401	698,648
48	840,327	816,107	794,300	774,716	757,194	741,473	727,808	715,865
49	859,171	834,711	812,642	792,810	775,094	759,193	745,316	733,247
50	878,206	853,457	831,113	811,067	793,152	777,013	762,992	750,764

\* 上記表中の給付金額は、将来の予定利率に基づく金額であり、変動することがあります。



加入年 経過年	昭和63年	平成1年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年
1	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	10,724	12,000
2	24,380	24,380	24,380	24,380	24,380	23,749	23,690	24,360
3	36,750	36,750	36,750	36,750	36,546	37,300	36,401	36,731
4	49,130	49,130	49,130	49,343	50,673	50,419	49,133	49,232
5	61,510	61,510	62,140	64,046	64,193	63,572	62,006	60,604
6	76,290	75,485	77,419	77,967	77,759	76,878	73,506	72,152
7	91,053	91,364	91,742	91,946	91,490	88,527	85,182	83,864
8	107,632	106,105	106,134	106,103	103,285	100,353	97,025	96,421
9	122,861	120,928	120,716	118,044	115,259	112,347	109,713	109,173
10	138,187	135,953	132,803	130,166	127,402	125,189	122,598	121,930
11	153,729	148,193	145,072	142,458	140,394	138,229	135,489	136,782
12	166,146	160,616	157,514	155,601	153,586	151,276	150,477	149,308
13	178,479	173,212	170,807	168,944	166,787	166,421	163,140	161,840
14	191,527	186,663	184,303	182,298	182,086	179,243	175,810	174,382
15	205,160	200,317	197,810	197,753	195,065	192,074	188,492	186,923
16	218,999	213,984	213,420	210,888	208,053	204,919	201,174	199,475
17	232,853	229,755	226,711	224,034	221,060	217,765	213,868	212,026
18	248,813	243,210	240,015	237,201	234,066	230,626	226,563	224,587
19	262,458	256,678	253,343	250,369	247,091	243,487	239,270	237,203
20	276,118	270,174	266,671	263,557	260,116	256,364	252,033	250,505
21	289,809	283,669	280,023	276,745	273,159	269,298	265,482	263,925
22	303,500	297,192	293,375	289,955	286,261	282,919	279,054	277,436
23	317,222	310,715	306,751	303,225	300,052	296,667	292,715	291,047
24	330,944	324,264	320,189	317,186	313,972	310,504	306,479	304,758
25	344,696	337,878	334,320	331,278	327,981	324,446	320,344	318,579
26	358,514	352,185	348,584	345,460	342,099	338,489	334,320	332,509
27	373,027	366,629	362,938	359,753	356,317	352,647	348,409	346,550
28	387,681	381,163	377,407	374,146	370,653	366,920	362,608	360,680
29	402,425	395,815	391,976	388,661	385,108	381,303	376,899	374,935
30	417,290	410,566	406,668	403,296	399,672	395,782	391,316	389,285
31	432,255	425,445	421,485	418,042	414,335	410,388	405,830	403,745
32	447,350	440,451	436,412	432,889	429,127	425,092	420,456	418,325
33	462,576	455,567	451,443	447,866	444,018	439,912	435,202	433,020
34	477,913	470,790	466,606	462,945	459,027	454,851	450,067	447,805
35	493,360	486,146	481,871	478,144	474,157	469,914	465,022	462,720
36	508,942	501,606	497,261	493,463	489,413	485,066	480,109	477,749
37	524,630	517,194	512,770	508,914	504,760	500,354	495,312	492,884
38	540,448	532,901	528,416	524,456	520,245	515,760	510,622	508,138
39	556,387	548,749	544,151	540,138	535,850	531,273	526,053	523,512
40	572,471	564,687	560,031	555,941	551,563	546,911	541,608	538,986
41	588,646	580,773	576,032	571,855	567,405	562,675	557,262	554,600
42	604,971	596,982	592,146	587,899	583,375	578,539	573,059	570,324
43	621,422	613,304	608,394	604,076	599,445	594,549	588,968	586,163
44	637,988	629,764	624,776	620,352	615,663	610,673	604,993	602,137
45	654,695	646,361	641,258	636,779	632,000	626,916	621,155	618,210
46	671,543	663,058	657,895	653,327	648,455	643,296	637,418	634,419
47	688,490	679,912	674,655	669,996	665,050	659,781	653,819	650,757
48	705,598	696,893	691,537	686,806	681,754	676,405	670,351	667,215
49	722,837	713,998	708,562	703,727	698,596	693,163	687,006	683,788
50	740,202	731,247	725,701	720,789	715,577	710,047	703,777	700,496

\* 上記表中の給付金額は、将来の予定利率に基づく金額であり、変動することがあります。

加入年 経過年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年 以降の加入
1	12,000	12,000	12,000	10,880	10,880	10,880	10,880	10,880
2	24,000	24,000	23,000	21,930	21,930	21,930	21,930	21,930
3	36,120	35,120	34,171	33,140	33,140	33,140	33,140	33,140
4	47,361	46,412	45,504	45,190	45,190	45,190	45,190	45,190
5	58,776	57,867	57,677	57,430	57,430	57,430	57,430	57,430
6	70,354	70,164	70,042	69,670	69,670	69,670	69,670	69,670
7	82,776	82,654	82,408	84,000	84,000	84,000	84,000	84,000
8	95,392	95,146	96,865	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000
9	108,011	109,730	108,994	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000
10	122,724	121,987	121,123	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
11	135,111	134,246	133,255	132,000	132,000	132,000	132,000	132,000
12	147,501	146,510	145,387	144,000	144,000	144,000	144,000	144,000
13	159,898	158,774	157,522	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000
14	172,295	171,043	169,656	168,000	168,000	168,000	168,000	168,000
15	184,700	183,312	181,793	180,050	180,050	180,050	180,050	180,050
16	197,105	195,586	193,981	192,780	192,780	192,780	192,780	192,780
17	209,516	207,912	206,850	205,620	205,620	205,620	205,620	205,620
18	221,982	220,920	219,832	218,550	218,550	218,550	218,550	218,550
19	235,131	234,043	232,903	231,570	231,570	231,570	231,570	231,570
20	248,397	247,256	246,067	244,690	244,690	244,690	244,690	244,690
21	261,753	260,564	259,331	257,910	257,910	257,910	257,910	257,910
22	275,207	273,972	272,698	271,230	271,230	271,230	271,230	271,230
23	288,760	287,485	286,166	284,660	284,660	284,660	284,660	284,660
24	302,421	301,103	299,745	298,170	298,170	298,170	298,170	298,170
25	316,189	314,830	313,406	311,800	311,800	311,800	311,800	311,800
26	330,066	328,643	327,189	325,520	325,520	325,520	325,520	325,520
27	344,032	342,578	341,062	339,340	339,340	339,340	339,340	339,340
28	358,120	356,605	355,038	353,280	353,280	353,280	353,280	353,280
29	372,303	370,737	369,134	367,320	367,320	367,320	367,320	367,320
30	386,592	384,989	383,334	381,450	381,450	381,450	381,450	381,450
31	401,002	399,348	397,624	395,700	395,700	395,700	395,700	395,700
32	415,522	413,797	412,036	410,060	410,060	410,060	410,060	410,060
33	430,133	428,371	426,559	424,520	424,520	424,520	424,520	424,520
34	444,870	443,058	441,183	439,090	439,090	439,090	439,090	439,090
35	459,721	457,846	455,920	453,770	453,770	453,770	453,770	453,770
36	474,676	472,750	470,769	468,550	468,550	468,550	468,550	468,550
37	489,748	487,768	485,718	483,460	483,460	483,460	483,460	483,460
38	504,938	502,887	500,800	498,470	498,470	498,470	498,470	498,470
39	520,227	518,140	515,984	513,590	513,590	513,590	513,590	513,590
40	535,653	533,498	531,279	528,840	528,840	528,840	528,840	528,840
41	551,187	548,968	546,706	544,180	544,180	544,180	544,180	544,180
42	566,834	564,571	562,224	559,650	559,650	559,650	559,650	559,650
43	582,615	580,269	577,874	575,240	575,240	575,240	575,240	575,240
44	598,464	596,099	593,647	590,940	590,940	590,940	590,940	590,940
45	614,505	612,054	609,532	606,750	606,750	606,750	606,750	606,750
46	630,644	628,123	625,528	622,690	622,690	622,690	622,690	622,690
47	646,901	644,305	641,655	638,750	638,750	638,750	638,750	638,750
48	663,271	660,620	657,904	654,930	654,930	654,930	654,930	654,930
49	679,774	677,059	674,276	671,220	671,220	671,220	671,220	671,220
50	696,405	693,623	690,760	687,640	687,640	687,640	687,640	687,640

\* 上記表中の給付金額は、将来の予定利率に基づく金額であり、変動することがあります。